

審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次）情報科学研究科 応用情報科学専攻（P）

【教育課程等】

1. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」 p. 28 において、「各セメスター（当該期間内のクォーターを含む）の履修単位数の上限について、特段の制限は設けないが」と説明がなされているが、専門職大学院設置基準第 11 条においては、「専門職大学院は、・・・学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする」と規定していることから、当該基準を満たしていないものと思われる。このため、学生が修業年限にわたって十分な教育効果を上げられるよう、履修科目の登録の上限を学則等に定めた上で、適切に改めること。

（是正事項）・・ 2

2. 「設置の趣旨等を記載した書類（本文）」 p. 41～42 において、教育課程連携協議会の構成員に 6 名の職業人が加わっていることが記されているが、いずれも本社が大都市に所在する企業の方なので、同書類の各所で地域・地方を強調していることを踏まえると、地方に本社が所在し、広範囲の地域で活動するものの関係者を構成員に加えることが望ましい。

（改善事項）・・ 4

【教育研究実施組織】

3. 専任教員として就任予定の者のうち、調書番号「1」の教員について、就任後も他大学での勤務を続けることになっているが、就任承諾書の様式のうち「他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することはない」との記載がないため、適切に改めること。

（是正事項）・・ 6

4. 専任教員として就任予定の者のうち、調書番号「6」、「7」、「8」及び「9」の教員について、「教員名簿」、「教員個人調書」及び「審査対象教員一覧」との間で年齢が一致していないため、適切に改めること。

（是正事項）・・ 7

【学生確保の見通し・人材需要の社会的動向】

5. 対象と想定している社会人の在籍する地元の中小企業が、自社の社員が新設する大学院で平日に学ぶことを許容する意向があることを、具体的な根拠に基づいて明らかにすることが望ましい。

（改善事項）・・ 9

(是正事項) 情報科学研究科 応用情報科学専攻 (P)

1. 設置の趣旨等を記載した書類(本文) p.28において、「各セメスター(当該期間内のクォーターを含む)の履修単位数の上限について、特段の制限は設けないが」と説明がなされているが、専門職大学院設置基準第11条においては、「専門職大学院は、・・・学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする」と規定していることから、当該基準を満たしていないものと思われる。このため、学生が修業年限にわたって十分な教育効果を上げられるよう、履修科目の登録の上限を学則等に定めた上で、適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえ、履修上限を一学期(当該期間内のクォーターを含む)で16単位とし、学則に定め、教育課程等の概要、設置の趣旨の修正を行うこととする。

新旧対照表) 学則

新	旧
(単位) 第18条 P20 授業科目の単位数については、学則第24条の規定を準用する。ただし、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法により行う場合の単位の計算方法は、併用するそれぞれについて単位相当数を計算したものを合算したものとす。 <u>2</u> <u>専門職学位課程にあつては、学生が各年次に適切に授業科目を履修するため、一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を16単位とする。</u>	(単位) 第18条 P20 授業科目の単位数については、学則第24条の規定を準用する。ただし、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法により行う場合の単位の計算方法は、併用するそれぞれについて単位相当数を計算したものを合算したものとす。 (追加)

新旧対照表) 教育課程等の概要

新	旧
基本計画書 P4 卒業・修了要件及び履修方法 情報科学研究科応用情報科学専攻(専門職)の修了要件は、基盤科目10単位、専門科目8単位、展開科目4単位、課題研究12単位を含み、合計40単位以上を修得すること。 <u>(履修科目の登録の上限:16単位(一学期))</u>	基本計画書 P4 卒業・修了要件及び履修方法 情報科学研究科応用情報科学専攻(専門職)の修了要件は、基盤科目10単位、専門科目8単位、展開科目4単位、課題研究12単位を含み、合計40単位以上を修得すること。 (追加)

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>5 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件 (1) 教育方法 ア 入学時期、学期、単位、学期等における履修制限 P28 <u>学生が修業年限にわたって十分な教育効果</u> <u>を上げられるよう、専門職大学院設置基準</u> <u>第 11 条に基づき、各セメスター（当該期</u> <u>間内のクォーター）の履修単位数の上限を</u> <u>16 単位に設定する。標準的に、1 年次に 28</u> <u>単位（うち必修 10 単位）、2 年次には 12 単</u> <u>位（うち必修、選択必修計 12 単位）を履修</u> <u>するが、各学生の学修計画に応じて、各セ</u> <u>メスター、各クォーターで履修科目数に若</u> <u>干の変動があることを考慮した上で設定す</u> <u>るものである。この上で、専門職学位課程</u> <u>としての学修の量と質を適正にするため、</u> <u>適切な履修指導を行う。</u></p>	<p>5 教育方法、履修指導、研究指導方法及び修了要件 (1) 教育方法 ア 入学時期、学期、単位、学期等における履修制限 P28 各セメスター（当該期間内のクォーターを含む）の履修単位数の上限について、特段の制限は設けないが、専門職学位課程としての学修の量と質を適正にするため、適切な履修指導を行う。</p>

(改善事項) 情報科学研究科 応用情報科学専攻 (P)

2. 「設置の趣旨等を記載した書類 (本文)」 p. 41～42 において、教育課程連携協議会の構成員に 6 名の職業人が加わっていることが記されているが、いずれも本社が大都市に所在する企業の方なので、同書類の各所で地域・地方を強調していることを踏まえ、地方に本社が所在し、広範囲の地域で活動するものの関係者を構成員に加えることが望ましい。

(対応)

審査意見を踏まえ、地域・地方を重視する点から、既に山口県に本社を置く会社に所属するものを 1 名に加えて、さらにもう 1 名、山口県周南市に本社を置く会社に所属するものを教育課程連携協議会委員として加えることとする。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類

新	旧
<p>7 教育課程連携協議会について (2) 構成員の具体的な説明 P41 教育課程連携協議会は、設置当初は、本学から 4 名の教職員、<u>7 名</u>の職業、2 名の地域、計 <u>13</u> 名で構成する。 教職員としては、研究科長を含め、計 4 名で構成する。具体的には、研究科長 1 名、副学長 1 名、その他、本研究科本専攻の教員 2 名とする。 本研究科の設置する専門職学位課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するものは、<u>7</u> 名で構成する。具体的には、次のとおりである。</p> <p>伊藤 重稔氏 <u>山口県宇部市に本社をおき、ソフトウェア開発等で全国的な展開をしている(株)エイムにおいて事業企画部長を務め、ソフトウェア開発の現場の動向等にも詳しく、構成員として適切である。</u></p> <p>P42 <u>山縣 浩志氏 山口県周南市に本社をおき、システム開発等で全国的な展開をしている(株)アイテックスにおいて取締役を務め、システム開発の現場の動向等にも詳しく、構成員とし</u></p>	<p>7 教育課程連携協議会について (2) 構成員の具体的な説明 P41 教育課程連携協議会は、設置当初は、本学から 4 名の教職員、6 名の職業、2 名の地域、計 12 名で構成する。 教職員としては、研究科長を含め、計 4 名で構成する。具体的には、研究科長 1 名、副学長 1 名、その他、本研究科本専攻の教員 2 名とする。 本研究科の設置する専門職学位課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するものは、<u>6</u> 名で構成する。具体的には、次のとおりである。</p> <p>伊藤 重稔氏 ソフトウェア開発等で全国的な展開をしている(株)エイムにおいて事業企画部長を務め、ソフトウェア開発の現場の動向等にも詳しく、構成員として適切である。</p> <p>(追加)</p>

て適切である。

(新旧対照表) 教育課程連絡協議会

新					
P3					
11	職業	情報科学研究科	山縣 浩志	株式会社アイテックス 専務取締役 ビジネスクリエーション本部 本部長	H22.4 システムソリューション部部長 R4.6 執行役員 R5.6 取締役 (現在に至る)
12	地域	情報科学研究科	川口 洋司	周南市企画部長	H27.4.1 都市整備部公園花とみどり課動物園 リニューアル推進室長 (課長級) H28.4.1 政策推進部企画課主幹 (課長級) H30.4.1 政策推進部企画課長 H31.4.1 政策推進部次長 (部次長級) R2.4.1 企画部長 (部長級) (現在に至る)
13	地域	情報科学研究科	小林 和子	徳山商工会議所専務理事	H5.4.1 徳山商工会議所入所 H22.4.1 徳山商工会議所中小企業相談所次長 H26.4.1 徳山商工会議所専務理事 (現在に至る)
旧					
P3					
11	地域	情報科学研究科	川口 洋司	周南市企画部長	H27.4.1 都市整備部公園花とみどり課動物園 リニューアル推進室長 (課長級) H28.4.1 政策推進部企画課主幹 (課長級) H30.4.1 政策推進部企画課長 H31.4.1 政策推進部次長 (部次長級) R2.4.1 企画部長 (部長級) (現在に至る)
12	地域	情報科学研究科	小林 和子	徳山商工会議所専務理事	H5.4.1 徳山商工会議所入所 H22.4.1 徳山商工会議所中小企業相談所次長 H26.4.1 徳山商工会議所専務理事 (現在に至る)

(改善事項) 情報科学研究科 応用情報科学専攻 (P)

3. 専任教員として就任予定の者のうち、調書番号「1」の教員について、就任後も他大学での勤務を続けることになっているが、就任承諾書の様式のうち「他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することはなく」の記載がないため、適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえ、調書番号「1」の教員については、今年度から他大学での勤務の契約を解除済みであるため、教員個人調書を修正し、適切に改める。

(是正事項) 情報科学研究科 応用情報科学専攻 (P)

4. 専任教員として就任予定の者のうち、調書番号「6」、「7」、「8」及び「9」の教員について、「教員名簿」、「教員個人調書」及び「審査対象教員一覧」との間で年齢が一致していないため、適切に改めること。

(対応)

審査意見を踏まえ、調書番号、「6」、「7」、「8」、「9」の教員について、正しく記載している「教員個人調書」の年齢に合わせ「教員名簿」、「審査対象教員一覧」を修正する。

新旧対照表) 教員名簿

新					旧				
6	実専他	教授	ナカヤマ トシキ 中山 季之 <令和8年4月>		6	実専他	教授	ナカヤマ トシキ 中山 季之 <令和8年4月>	
7	実専	教授	ヤネ タツロウ 矢敷 達朗 <令和8年4月>		7	実専	教授	ヤネ タツロウ 矢敷 達朗 <令和8年4月>	
8	専他	准教授	タカフジ ダイスケ 高藤 大介 <令和8年4月>		8	専他	准教授	タカフジ ダイスケ 高藤 大介 <令和8年4月>	
9	専他	准教授	オシマ カズヒロ 大島 和裕 <令和8年4月>		9	専他	准教授	オシマ カズヒロ 大島 和裕 <令和8年4月>	

新旧対照表) 審査対象教員一覧

新					旧				
6	実専他	教授	ナカヤマ トシユキ 中山 季之	—	6	実専他	教授	ナカヤマ トシユキ 中山 季之	
7	実専	教授	ヤシキ タツロウ 矢敷 達朗	—	7	実専	教授	ヤシキ タツロウ 矢敷 達朗	
8	専他	准教授	タカフジ' ダイスケ 高藤 大介	—	8	専他	准教授	タカフジ' ダイスケ 高藤 大介	
9	専他	准教授	オオシマ カズヒロ 大島 和裕	—	9	専他	准教授	オオシマ カズヒロ 大島 和裕	

(改善事項) 情報科学研究科 応用情報科学専攻 (P)

5. 対象と想定している社会人の在籍する地元の中企業が、自社の社員が新設する大学院で平日に学ぶことを許容する意向があることを、具体的な根拠に基づいて明らかにすることが望ましい。

(対応)

審査意見を踏まえ、在職者が大学院で学ぶことに関する意向調査を実施した結果、本研究科本専攻が設置する周南圏域では、多くの中小企業が在職者の平日夕方・夜間の大学院進学を許容し、積極的に支援する意向があることが明らかとなった。

(新旧対照表)

新	旧
<p>学生の確保の見通し等を記載した書類 (3) 学生確保の見通し P22</p> <p><u>⑥地方の中小企業における、在職者が大学院で学ぶことに関する意向調査</u> 人材需要については、上述の通りであるが、<u>専門職学位課程として、在職しながら学ぶことを希望する入学者が多いことが予想される。この際、それを在職企業がどのように認識するかについての意向調査も行った。</u></p> <p>・調査内容 <u>周南圏域の中小企業における社員の大学院進学を含めたリスクリングについての意向調査</u></p> <p>・調査期間 <u>令和7(2025)年6月</u></p> <p>・調査対象 <u>周南圏域の中小企業</u></p> <p>・有効回答数 <u>21件</u></p> <p>・意向調査の結果 <u>本研究科本専攻への在職しながらの進学については、業務命令、在職者自主判断いずれかを支援する意向を持った企業が多いことが明らかとなった(20件、95.2%)。また、大学院進学に当たっては、業務命令の際はもちろん在職者自主判断の進学についても過半数の企業が何らかの配慮、支援を行う、または行う予定がある(17件、81%)とともに、今後も継続的に在職者の</u></p>	<p>(追加)</p>

<p>スキルアップ、リスキリングを重視し(13件、61.9%)、その支援を行っていく(16件、76.2%)意向が明らかとなった。以上の結果から、今回は本研究科本専攻の設置場所周辺の周南圏域の中小企業に限って小規模の調査を行ったが、地域、地方の中小企業の多くが、その在職者が本研究科本専攻で平日夕夜間に学ぶことを許容するにとどまらず、積極的にそのための配慮や支援を行っていくことが明らかとなり、地域、地方の中小企業に在職しながら平日に学ぶことを許容していることが示された。</p> <p><u>【資料 8】周南圏域の中小企業における社員の大学院進学を含めたリスキリングについての意向調査</u></p>	
--	--